

朝廷年中行事の転換

「御祝」の成立

一 はじめに

本所で編纂刊行している『大日本史料』には、朝廷の出来事は比較的細かく取り上げられている。その朝廷の出来事は、年中行事として表われることが多く、したがって『大日本史料』の編纂にあたっては、朝廷年中行事に関する理解が是非とも必要になって来る。ところで近世初期の『大日本史料』の編纂に関与していると、当時の朝廷年中行事は、朝廷年中行事の一般的イメージとなっている、王朝時代のそれとはかなり相違するだけでなく、中世前期の年中行事とも異なっていることに気付かされる。それは年中行事一覧表の類の、平安・室町時代の公家の欄と、江戸時代の公家の欄を比べてみれば、その大要は知られ、より詳細には、たとえば『建武年中行事』と『後水尾院當時年中行事』や『嘉永年中行事』とを比較することによって判明するだろう。今ここでは後論の参考として、『建武年中行事』と『嘉永年中行事』の正月の行事名を取り上げ、比較対象の為に第一・二表に掲げた。すなわち一見古くからの行事がそのまま維持されて来たと考えられやすい朝廷の年中行事にあって、大きな変化が発生しているのである。

ではその変化とは、どのような変化であろうか。それは大雑把にいっ

酒 井 信 彦

て、朝政に関連する行事を主とする状態から、宴や遊戯・芸能に関する行事が主となる状態への変化であると捉えることができるだろう。政治的行事が衰退するのに反して、世俗的な行事が成長しているのである。それではいったい、この変化は何時どのようなようにして発生して来たものなのだろうか。以下私は本稿において、この朝廷年中行事の歴史に存在する大きな転換を、「御祝」という儀礼に注目することによって、少しでも明らかにしてみたいと考える。なお本稿は、右に述べたように朝廷年中行事の変化に関する巨視的な把握を主眼とするのであるから、扱う時間的範囲も広く、詳細な点に及ぶことはできない。したがって一つの試論であることを、最初におことわりしておく。

二 「御祝」と節朔の周期

さて王朝時代や中世前期には見られない朝廷年中行事の典型として、「御祝」という儀礼がある。この御祝なる儀礼は、新しい年中行事の中でもとりわけ目立つ存在である。というのは、年に一、二回多くても数回行なわれる儀礼が殆んどの中で、この儀礼は年に二十数回というかなりの頻度で遂行されるからである。『大日本史料』には、原則としてその都度綱文が立てられているので、御覧いただきたい。しかし朝廷の年

朔 日	四方拝 朝の物 朝餉 撰家参賀 式日御礼 小朝拝 御吉書始 うけとり 御祝 御齒固 元日節会		御祝 式日御礼 白馬節会 後七日御修法 太元帥法 内々門跡御参賀 外様門跡参賀 内々外様入道御礼 黒御所御礼 諸礼
二 日	朝の物 うけとり 御はき初 大床子御膳 式日御礼 御祝 朝の物 うけとり 式日御礼 親王家御参賀 清花大臣御礼 差筵御礼 御末広 御祝 朝の物 朝の御膳 外様御礼	八 日 九 日 十 日 十一日 十二日 十四日 十五日 十六日 十七日 十九日 廿 日	神宮奏事始 御拝始 御修法中日 出御始 賀茂奏事始 御修法結日 年越御盃 朝の物 御祝 式日御礼 御吉書三毬打 朝の物 踏歌節会 三毬打 鶴庖丁 舞御覧 小豆餅 法中参内
三 日	御祝 朝の物 うけとり 式日御礼 親王家御参賀 清花大臣御礼 差筵御礼 御末広 御祝 朝の物 朝の御膳 外様御礼	十五日 十六日 十七日 十九日 廿 日	和歌御会始 当座御会始 内々御祥忌 朝御盃 御無物護持
四 日	鉦始 披露始 千秋万歳 年越御盃 七草進上若菜進上 朝の物	廿一日 廿四日 廿六日 廿八日 晦 日	
五 日			
六 日			
七 日			

第二表 『嘉永年中行事』の正月行事

御祝は夕方になってから行なわれる。そこで天皇より参仕した公家衆に対して天酌がある。すなわち一種の宴である。原則として天酌があるが、ないときは御所口で長橋局より酌があった。又時によって、右の六月の例に見えるように下賜物があつた。正月一日の御祝には、扇を拝領する例であつた。⁽³⁾
では、このような御祝という儀礼は、一年間に何時、何回行なわれただろうか。『言経卿記』にもとづいて、慶長六年の場合を調査して整理してみると、それは次の如くである。⁽⁴⁾
①正月一日・二日・三日・七日・十五

一 日	四方拝 供御薬 小朝拝 元日節会
二 日	二宮大饗 東宮御薬 中宮御薬 吉書奏 殿上淵酔 叙位 白馬節会
五日	卯杖
七日	御齋会 真言院御修法 大元法 女叙位
上卯日	県召除目
八 日	御齋会内論義加持香水 供御粥 踏歌節会 射礼 政始・吉書奏 御祈始 御仏事
十一日	
十四日	
十五日	
十六日	
十七日	
撰吉日	

第一表 『建武年中行事』の正月行事

中行事として重要であるのかかわらず、名称としてはあまりにも一般的で特徴がないためか、国語辞典の類には、その項目として全く取り上げられていない。のみならず、『古事類苑』にも全然述べるところがないのである。
それでは次に、御祝の慶長六(一六〇二)年における一例を、『言経卿記』によって示してみよう。これは六月一日の場合である。
一、暮々御祝ニ参内、天酌参仕衆、広橋大納言・予・藤宰相・三条宰相中將・黒丸^{孫菊亭}・経遠朝臣・氏成朝臣・重定朝臣・実朝臣・季継朝臣・秀直朝臣・基久・言緒・永慶・冬隆・通村・嗣良等也、於御所口 禁中ヨリ、薰衣香袋一ツ、各拝領、忝者也、毎年拝領也、
御祝は夕方になってから行なわれる。そこで天皇より参仕した公家衆に対して天酌がある。すなわち一種の宴である。原則として天酌があるが、ないときは御所口で長橋局より酌があった。又時によって、右の六月の例に見えるように下賜物があつた。正月一日の御祝には、扇を拝領する例であつた。⁽³⁾
では、このような御祝という儀礼は、一年間に何時、何回行なわれただろうか。『言経卿記』にもとづいて、慶長六年の場合を調査して整理してみると、それは次の如くである。⁽⁴⁾
①正月一日・二日・三日・七日・十五

日

②三月三日・五月五日・七月七日・九月九日

③二月から十二月までの各朔日（此年は閏十一月もあり）

④その他、立春（此年は正月四日と十二月十六日）・生御魂（七月九日）

・孟蘭盆Ⅱ中元（七月十五日）・十月の亥子（此年は十一日と二十三日）

すなわち御祝は、①正月の五ヶ日、②四節供、③毎月の朔日、及び④その他の特定の日に行なわれるわけである。

次に御祝に出席している公家衆は、いかなる人々であろうか。その名前を通覧してみると、毎回出席している人々は同一で、限定されていることに気付く。つまりこれらの人々は、ある特定の意味をもつ集団の人々と思われる。そこで『言経卿記』によって、慶長六年の正月の御祝（正月五ヶ日と四日の立春）に出席している人々の名前を名簿にまとめ、ついで『言経卿記』の慶長六年冒頭の部分には、当年の禁中小番の番文が載せられているから、この小番の番文と御祝出仕者の名簿とを付き合せてみると、御盃の出仕者は内々の小番々衆と一致することが分る。但し御祝には、小番々文に名を連ねているその家の当主の外に、その子弟も出席する点が相違する。例えば山科家では、当主言経以外にその子言緒も参仕している。つまり御祝には、内々の家柄の公家衆、すなわち天皇の近臣層が参加できるのである。

では次に、御祝は具体的にいかなる内容・次第をもった儀礼であろうか。廷臣の日記からは殆んどつかないが、『御湯殿上日記』も後に見るように記述は極めて簡略であって、それは述べられていない。そこでその内容を詳細に記している『後水尾院當時年中行事』によって、御祝の概略を示すと次の如くである。⁽⁵⁾

常御所東二帖の御座に出御、まずあしたの御飯を供す、次に強御供と二の御盤を供す、次に平の御盤に御盃をすえて三献、次に御湯を供

す。

ついで西一帖の御座に移って三献がある。一献ごとに「おとおし」があつて、女官に盃を賜う。三献目には屠蘇白散を入れる。次に女官に天酌でおとおしがある。次に廷臣に天酌でおとおしがある。

すなわち御祝の儀礼は、二つの部分から構成されている。第一の東二帖の御座における儀礼では、強御供を供する儀が中心であり、第二の西一帖の御座における儀礼では、三献の後、女官・廷臣に天酌を賜る儀が中心であるといえよう。廷臣の記録には、この第二の部分が記されているのである。

それでは次に、先に引いた『言経卿記』と同一日の日、すなわち慶長六年六月一日の『御湯殿上日記』を見てみよう。

一日、はるゝ、あさ御さか月まいる、あさかれいめゝすけ殿、しんないしとの、いつも御まわりあり、夕かたの御さかつきいつものことく三こんまいる、女中、おとこたち御とをりあり、女あんの御所へかけふくろまいる、女中しゆへもまいる、女中、おとこたちへかけふくろくたさるゝ、（下略）

この時期の『御湯殿上日記』には、御祝ということばは表われていないが、「夕かたの御さかつき」が、『言経卿記』が述べていた御祝にあたることが、「女中・おとこたち御とをりあり」とあることから間違いない。ついで「かけふくろ」すなわち薰衣香の袋が下賜されていることも、『言経卿記』の記述と一致する。では夕方の御盃の前に記されている「あさ御さか月」と「あさかれい」とは何だろうか。

あさ御さか月すなわち朝御盃は、『後水尾院當時年中行事』の正月一日の個所に、四方拝を終えてすぐ、「常にならします方にて、あしたの物まゐる、ひし花ひら、梅ほし、くだものなど供して御盃まゐる」、同じく二月朔日の個所に、「あしたの御はんのついで、あさ御盃参る」と

ある御盃である。つまり朝に行なわれる一定の盃事である。慶長六年の『御湯殿上日記』を通覧してみると、この六月一日以外にも、御祝^②夕方の御盃がある日には、殆んど朝御盃が存在していることが分る。その意味で両者はある対応関係があると考えられる。但し両者相違するところもあり、まず第一に朝御盃は、御祝のない日にも出現して来る。もう一つ基本的に相違するのは、御祝には廷臣が参仕するのに対して、朝御盃には廷臣は参加せず、天皇と女官だけで行なう儀礼であることである。

次に「あさがれい」すなわち朝餉とは、天皇に供される正式の御膳のことで、清涼殿の朝餉の間において供される。この朝餉は、御祝や朝御盃と異なって古代に遡る儀礼である。但し『禁秘抄』によれば毎月供したようであるが、この時代には限られた日のみに供している。そして興味深いことには、『御湯殿上日記』の一年分を通覧して見るとき、この朝餉も朝御盃と同じ様に御祝と共通する日取で出現している。但し朝御盃とは逆に御祝より頻度は少ない。

すなわち、御祝・朝御盃・朝餉の三者の間には、その行なわれる日取りの上でかなりの類似が見られるのであるが、それは具体的にいかがであらうか。御祝は先に述べたように、正月五ヶ日と二月以後の四節供、同じく朔日及びその他の日であったが、朝御盃と朝餉の具体的日取りは次の如くである。

- ④朝御盃は、①正月一日～十五日、②三月三日・五月五日・七月七日・九月九日、③二月以後の朔日、④毎月二十八日
- ⑤朝餉は、①正月一日・二日・三日・七日・十五日、②三月三日・五月五日・七月七日・九月九日、③二月以後の朔日

右に明らかなように、三者に共通する日取りといえ、正月五ヶ日と四節供及び二月以後の朔日という日取りであって、これは朝餉の日取り

と一致している。ということとは、この日取りが根本であって、他の二者はこれを拡大したものと考えられる。正月五ヶ日と二月以後の四節供及び朔日という年二十回(閏月のあるときは二十一回)の日取りは、正月の二日・三日は朔日の拡張、同七日は人日の節供、同十五日は大正月(一日)に対する小正月と考えれば、基本的に「節朔の周期」と捉えることができる。そして朝御盃の場合は、正月が大正月から小正月までの十五日間すべてとなり、月初の朔日に対応する月末の二十八日が設けられ、御祝は立春・生御魂・亥子などが付け加えられている訳であるから、節朔の周期を基本としつつ、前者は節朔の考え方にそって拡張した形であり、後者はそれ以外の系統の日取りを付加した形と考えられる。

以上のように近世初期の朝廷年中行事においては、極めて強固な節朔の周期が見い出されるのであるが、それでは時代を遡ってみるとどうであらうか。御祝・朝御盃・朝餉の三者とも、『御湯殿上日記』及び廷臣の諸日記によって、明らかにその存在を確認できる。年次的には『御湯殿上日記』の始る文明年間から既に見出せる。ただ『御湯殿上日記』の表記上で慶長期と相違するのは、御祝すなわち夕方の御盃ははつきりと御祝と表記されることが多く、更に朝御盃の方も御祝と記される例が多く見られることである。この御祝という語の共通性は、特定の日を祝うという意味で、両者とも同一の目的を持って対応関係にあることをよく示しているといえよう。

さてかつて戦国期の朝廷の年中行事に注目して研究され、その中で御祝・朝御盃・朝餉などに言及されたのは奥野高広氏であり、その御研究が「戦国時代の禁裏御年中行事」である。⁽⁶⁾氏の研究の特徴は、「一、戦国時代の朝儀概説」、「二、戦国時代の奥行事概説」というように、表行事と奥行事とを明確に区別し、それぞれ行事一覧を作成して論じていることである。表行事とは旧来の諸朝儀や夕方の御祝のような廷臣の参加

する行事、奥行事とは朝御盃や朝餉のような天皇と女官のみで行なわれる行事とされる。その上で氏は、両者の内特に奥行事に注目されて、「表行事の廃絶した実証の多い時に於て、奥行事は重要な意義を有する」と述べ、更に重視する理由は何かといえ、それは「奥行事は表行事と異なり、殆んど廃絶することなく、戦国時代を経過した」からであるとされる。この奥行事についての奥野氏の見解は、戦国時代の皇室経済史の研究という基本構想にもとづきつつ、いわゆる戦国時代の皇室式徴論に対する批判⁽⁹⁾という意味が込められていたと、私には思われる。その意味で奥野氏の指摘は、重要であろう。戦国時代、旧来の朝儀の多くが廃絶したにもかかわらず、朝廷においては一定の行事が着実に行なわれていたことは確かであり、それは氏の研究当時のみならず現在においても、もっと重視されて然るべき事実である。

但し氏の論述については、私が全く理解できない点がある。それは奥野氏が奥行事だけに注目されることである。なぜならば、氏が示されている表行事の一覧と奥行事の一覧とは共通するものが多く見られる。それだけでなく、氏自身が奥行事一覧の諸行事について、それに対応するものが表行事にも存在することを指摘されているのである。すなわち表行事と奥行事との区別が問題なのではなく、旧来の朝儀と新しく現われて来た行事との区別が、基本的に重要なのである。⁽¹⁰⁾その点をはっきり認識することが、氏が目的とされた皇室式徴論に対する批判にとって、極めて重要であるといわなければならない。では新しく出現して来た年中行事とは何かといえ、それこそ今まで述べて来た節朔の周期にもとづく御祝や朝御盃を中心とし、その他の季節ごとに設定された宴行事を含めた諸行事であるといえよう。これらの多くには、表行事と奥行事が対応する形で存在しているのである。奥野氏は奥行事について、「殆んど中絶することなく継続したことは御湯殿上日記を中心とし、延

臣の日条を繙ぎ、之を前掲の諸項目と対照すれば明らかである」とされるが、それは先に御祝・夕方の御盃について述べたように、表行事のうち旧来の朝儀以外の諸行事についても、全く同様に指摘することができるのである。

では今度はひるがえって、江戸時代における朝廷年中行事のあり様はどうであろうか。奥野氏はこれも奥行事について、「之を要するに室町時代特に戦国時代の御内儀の年中行事の項目は、之を江戸時代のと比較して殆んど異同がない」と述べておられるが、そのことはまた戦国時代と同じく、表行事中の新しい年中行事についても全く同様である。江戸時代には、徳川幕府の経済的援助によって、応仁の乱以後廃絶していた朝儀の内主要なものは、次第に表行事として再興されていった。しかしそれにもかかわらず、表行事・奥行事を通じてその基幹を形成していたのは、戦国時代以来の新しい年中行事であった。その事実は、『嘉永年中行事』⁽¹¹⁾や宮内庁書陵部に所蔵される『公事録』によって明らかである。そしてそれら諸行事の中核が、節朔の周期にもとづく御祝・朝御盃などの行事であったことは言うまでもない。それはまた、近世において御祝に関する書物が作られていることによっても裏付けられる。⁽¹²⁾

というよりも江戸時代には、朝廷年中行事におけるこの節朔の周期が、前代に比してより一層強化される傾向さえ見られるのである。それは江戸時代になって、節朔の周期にもとづきながら御祝とは別個の、天皇に対する参賀・対面の儀礼が出現して来るのである。その出現の時期については今のところ明確にし得ないが、『嘉永年中行事』には「式日御礼」という名称で述べられている。⁽¹³⁾それは次の如くである。

御学問所へ、御垂繻・生御椅めして出御なる、関白・議奏・伝奏、其次に親王家・摂家に御対面あり、各休所にて御祝酒給ふ、月々これに同じ、

参賀の人々は、『公事録』によれば、更に清華・大臣家・伝奏も含まれる。⁽¹⁴⁾すなわち、親王家・摂関家・清華・大臣家・議奏・伝奏であり、公家社会の上流階層である。そしてその参賀の日取りは、二月以後の四節供と毎月の朔日であって、完全な節朔の周期ではないが、その正月の部分を簡略にした形式である。正月の参賀は、近世初期においては「諸礼」と呼ばれた各身分を糾合した統一参賀が行なわれたが、⁽¹⁵⁾降っては次第に分化して身分ごとに定日が定って参賀を行なった。但し両役すなわち議奏と伝奏の式日御礼のみは、正月五ヶ日とも対面があり、⁽¹⁶⁾これは完全な節朔の周期となっている。

以上より、戦国期から近世初期にかけての期間のみならず、主要な朝儀が回復された近世の全期を通じて、朝廷年中行事の主体であったのは、古代より継承・維持されて来た諸朝儀とは全くその性格を異にする新しい年中行事の類であり、さらにその中核は、節朔の周期にもとづいて遂行される儀礼であったことは、ほぼ明らかとなったであろう。

三 「御祝」の成立

では、御祝などの節朔にもとづく年中行事は、朝廷行事の中において何時どのようにして成立したのであろうか。御祝・朝御盃・朝餉の三者の内、朝餉は古くあった儀礼が新しく節朔の周期によって再編成されたものであり、朝御盃は基本的な節朔の周期よりかなり拡大しているから、以下御祝の動向に注目することによって、その課題をいくらかかなりとも明らかにしたいと思う。

さて奥野氏は先の論文の内興行事の二月一日の個所で、その日に行なわれる表行事としての御祝について、「想ふにこの表の御儀は旬平座の更に簡略化したものであらう。」と指摘されている。記述が簡単なため、その真に意図されているところを計り難いのであるが、節朔の周期を持

つ御祝の行事は、旬の平座から変化発展したものだ」と解釈するのが、最も素直な理解であろう。

旬とは旬政のことで、古代天皇が毎月の旬ごとに清凉殿に出御して政を聞き、その後群臣に宴を賜った政治的儀礼であった。⁽¹⁷⁾しかしそれは早く形骸化して宴のみとなり、その宴の形式も天皇の出御のない平座となった。また回数も大幅に減少して、四月一日と十月一日との二回のみ、すなわち孟夏と孟冬の二孟の旬となった。但しこの二孟の旬平座は、以後ずっと朝廷行事として連綿と遂行されていた。

では旬平座はいつまで存続するのだろうか。諸記録によって追ってゆくと、それは応仁元(一四六七)⁽¹⁸⁾年四月一日の旬平座まで継続的に存在していたことを確認できる。すなわち応仁の乱直前まで行なわれていたが、乱以後行なわれなくなったのである。

他方節朔を周期とする御祝は、いつから確認できるだろうか。それは後に述べる極く僅かな例外を除くと、文明初年より継続的に出現して来る。その最初は『親長卿記』の文明二(一四七〇)年十二月一日条に、

入夜、両御所御祝之儀、如常、

とあるものである。両御所とは、内裏(後土御門天皇)と仙洞(後花園上皇)を指す。但しこの月二十六日に後花園上皇は崩御して、仙洞はなくなる。以後、同記及び『実隆公記』・『言国卿記』などの廷臣の日記、そして文明九年以降は『御湯殿上日記』によって、御祝が継続的に存在することは明瞭に知ることができる。なお『大日本史料』には、文明八年以後御祝の綱文が立てられており、⁽¹⁹⁾それ以前は年末雑載の「禁中」の項に収載されている。

すなわち、旬平座が消滅するのとまさに入れ代るように御祝が出現してくるのである。ということは、御祝は旬平座の変化したものであるという奥野氏の説は正しいのだろうか。私にはどうしてもその様には考え

られない。何故なら御祝と旬平座とは、相違する点があまりにも多すぎるのである。まず第一に回数がちがう。旬平座は年に二回であるのに対し、御祝は先述したように二十回以上にもなる。第二に行なう場所が異なる。旬平座は宣陽殿で行なうが、御祝は清涼殿の常御所で行なう。第三に、旬平座は平座であるから天皇は出御しないが、御祝は天皇が出御して天酌がある。第四は、参加する人間の問題であって、旬平座に参加するのは廷臣一般であるが、御祝には内々の公家衆のみが参仕する。

御祝と旬平座の相違は以上のようなものであるが、両者の関係については更に注目すべき事実がある。それは、応仁の乱以前の時期であっても、御祝という語は殆んど使われていないが、御祝と類似した行事が朝廷において、節朔の周期にもとづいて行なわれていることを確認できるのである。史料の探究が甚だ不十分ではあるが、今のところ管見の及んだ限りでのその初出は、『綱光公記』の宝徳元(一四四九)年三月一日条に、

入晩参内、被下御盃之後退出、自愛々々、

とあるものである。次いで同記の同年四月一日条には、

入夜参内、平座申沙汰也、上卿三条中納言、弁不参、(中略)御盃拝領之後退出、

とある。最後の御盃とは天酌による御盃であるから、これは完全に旬平座と並存していることが分る。以後、『綱光公記』によって、この節朔の周期による天酌の儀礼は、享徳・康正・長祿・寛正年間にかけて、数多くその存在が確かめられ、その内僅か二例ではあるが御祝という語も見い出せるのである。したがってこの儀礼が後の御祝と同一の儀礼であったかいは不明だが、少くとも御祝の前駆形態であると考えて間違いないであろう。

以上のように、御祝は旬平座の変化したものでないことは、全く明らかであろう。また旬平座以外の他の朝儀が変化した儀礼とも考えられな

い。もちろん、旧来の朝儀の内に節供はあり、又朔についても古くは告朔などの行事が存在した。しかしそれは、それぞれ別個に行なわれて、節朔として一つの周期にまとめられていないし、告朔などは早く亡びている。すなわち、御祝は旧来の朝儀が変化して成立したものではなく、全く別のルートで即ち外部から朝廷の年中行事として取り入れられたと考えるべきであろう。それでは、御祝の前駆形態と考えられる節朔の周期による天酌の儀礼は、一体いかなる理由背景によって出現したものなのだろうか。

実は節朔の天酌と類似する儀礼が、室町時代の記録に広く見られるのである。その一例を『看聞御記』によって次に示そう。永享九(二四三七)年五月の例である。

五月一日、朝雨気晴、晴、仲夏吉兆毎事幸甚々々、祝着之儀如例、

源宰相・菊弟少将・永基朝臣・隆富朝臣・持経朝臣・有俊・重賢・永親・重仲等候、康富参、(下略)

五日、晴、端午佳節、幸甚々々、入風呂如例、其後御節供祝着一

献、如例、(下略)

右のように、節朔の日にはその日を祝って、「祝着」あるいは「祝着之儀」と表現される儀礼が行なわれている。一種の酒宴であり、人名を列記された人々が参仕しているが、これらの人々は市野千鶴子氏の研究によれば、伏見宮貞成親王の側近の公家衆である。すなわち『綱光公記』にあった節朔の天酌の儀礼、さらには御祝と基本的に同一の儀礼であることが明らかであろう。この節朔における祝着の儀は、参仕の人数には異同はあるものの、『看聞御記』の始る応永二十三(一四一六)年から終る文安五(一四四八)年まで、同記に一貫して見出せ、また殆んど欠けることなく記されている。したがって当時この行事が、極めて強固に存在していたことがよく分る。なおこの祝着の儀は、節朔だけでなく中

元・亥子・立春などにも行なわれており、その点でも朝廷の御祝と共通している。但し節朔を基幹とするので、以下これを「節朔の祝儀」と呼ぶことにしたい。

ところで、この節朔の祝儀に関連して、当時の記録に次のような興味深い記述がある。それは『建内記』永享十一年六月一日条で、

六月一日、曾祖母祇賀御霊供、毎月之儀也、毎月雖可精進、看經以後、随世俗祝朔日之儀、用魚味也、但今月為明日尊祖、限日数自先日精進也、

すなわち当時の公家社会では、毎月の朔日を祝うのは「世俗」のことだと捉えられているのである。この場合述べられているのは朔日だけであるが、『看聞御記』の例から類推すれば、節供や立春・亥子なども含めて一つのセットとして、その日を祝うことが世俗と考えられていたと解してよいであろう。公家社会において世俗とか風俗・俗習と表現される儀礼については、特に八朔について言及されることが多いが、それは八朔も含む節朔の祝儀全体についても当てはまるのである。

さて本稿では、この節朔祝儀の風俗の起源・成立過程について述べる用意はなく、それに関するはつきりした見通しもないが、ただ南北朝期から室町時代の初期には、すでにかなり明確に成立していたと思われる。次に応永初年における、一公家家の例を示そう。

一日、乙卯、天晴、早旦奉拝尊神、参家君御方、例式三献之後退出、予方盃酌如例、每事如所存、珍重々々、(下略)

これは『兼宣公記』の応永三年十一月一日の記述であるが、広橋兼宣は、まず早朝諸神を拝し、次で父仲光宅に向いて例式三献の祝儀を行ない、帰宅後は自家でも酒盞の儀を催して、朔日を祝っている。

節朔の祝儀は、右のように自家や近親の家で行なうが、またこの節朔の日取りには、自からと関係の深い他人を訪問する慣行が存在した。そ

の場合、訪問先で酒饌が供される時と供されない時とがあるが、これも広く諸記録に見られる。例えば『建内記』の文安元年五月五日条には、
藏人弁入来、勸蒲盃了、朔日・節日来賀、過分之懇志也、

とあって、万里小路時房に対して坊城俊秀が節朔に訪れる例であったことが分る。また『康富記』の同じ文安元年五月一日条には、

一日、庚戌、晴、参伏見殿、芍薬二本進宮御方了、次参鷹司殿、懸御目了、一条殿へ大府卿被参会、次参大炊御門殿、有御雜談、給一献了、次参清史文亭、有一盞、退出、

とあり、中原康富は関係の深い諸家を巡次訪問して、対面や酒盃の饗応があった。すなわち「回礼」を行なっているのである。

節朔における上位者に対する訪問といえ、公家衆による室町幕府に対する節朔の参賀について触れなければならない。幕府と近い関係にある公家衆の幕府(具体的には將軍その他の幕府関係の高位者)に対する参賀は極めて盛行し、公家諸家の記録にかなりよく表われているから、実例をあげるには及ばないだろうが、例えば応永十年代の山科家の記録によれば、節朔の参賀は極めて厳密に実行されている。⁽²¹⁾それがいかに山科家にとって重要であったかは、参賀の度ごとに直垂を新調するという行為を惜しんでいないことによっても明らかであろう。この室町幕府の参賀を行う公家衆の家々は、幕府の故実書によれば、「別而細々伺公之人々」であって、日野・三条・烏丸・飛鳥井・広橋・中山・高倉・白川・山科の家々である。またその参賀の日取りは、正月五ヶ日と二月以後の四節供及び毎月朔日という完全な節朔の周期となっている。⁽²²⁾この公家衆による幕府への節朔の参賀が、いつ頃制度的に整備されたか今明らかにし得ないが、『兼宣公記』の嘉慶二(一三八八)年四月一日条に、「家君御参賀室町殿、依朔日也」とあるから、すでに此頃には存在している。

以上のように、室町時代の初期応永期頃には、公家社会・室町幕府を通じて、広く節朔の周期による祝儀や訪問(参賀)が成立していたと思われる。とすれば、朝廷における節朔儀礼の出現は、これらの領域に比してかなり遅いといわなければならない。もちろん史料探究の不備もあるから、『綱光公記』にあった宝徳元年三月一日の天酌の儀礼より、更に遡ることも充分考えられる。しかし当時の公家の記録を見ると、朝廷にそのような儀礼が存在していれば当然出席していてもおかしくない人物の日記、例えば『薩戒記』や『建内記』にも確認できないから、公家社会一般や幕府に比べて相当遅れることは間違いないであろう。

では何故朝廷における節朔儀礼の出現は、他に比して遅いのであろうか。その理由を考える手掛りは、先に引いた永享十一年の『建内記』の記述にあると思われる。そこには、朔日を祝うのは「世俗」であると述べられていた。当時公家諸家や幕府のみならず、伏見宮家という朝廷と身近な権門においても、広く節朔を祝う儀礼が成立していたにも拘らず、世俗・風俗であると観念されているのである。公家社会の内部でさえそのように捉えられているのだから、行なうべき朝儀が多数存在していた当時の朝廷においては、他に比して取り入れられるのが遅れたことは、むしろ当然と考えられる。

だとすれば、取り入れられた場合でも、後世のように主要な行事ではあり得なかったはずである。『綱光公記』には、節朔における天酌の儀礼が数多く見出せながら殆んど御祝という言葉が見られないのは、未だ御祝の儀礼が整備・確立していない状況を示しているのではあるまいか。それでは、朝廷において御祝の儀礼が整備・確立されたのは、いったい何時、いかなる理由によってであろうか。その場合想起すべきは、史料的看着て御祝は文明初年から連続して出現してくるという事実である。文明初年といえば、これは正に応仁の乱の最中であり、したがって

御祝の成立にあたっては、応仁の乱という時代状況が深く関与していると考えられる。

では何故、応仁の乱を契機として御祝の儀礼が成立して来るのだろうか。まず当然考えられるのは、古代以来連続と維持されて来た朝儀が廃絶して、朝廷年中行事の空白状態が生まれたことである。すなわちその空白状態の中で、節朔祝儀の天酌の儀礼は継続して維持され、それによっておのずと朝廷年中行事の主体となり、御祝の儀礼が成立したということが考えられる。ただその場合も、従来の朝儀が行なわれない中で、何故節朔の儀礼は維持されていたのかという疑問が、依然として残るのではないだろうか。

そこで御祝の成立と応仁の乱との関係において、もう一点、最も注目しなければならないのは、次の事実であると私は考える。それは応仁の乱中における内裏の所在地である。内裏は応仁元年八月二十三日より、文明八年十一月十三日まで約九年間、幕府の室町第にあった。すなわち朝廷と幕府は、完全に同居していたのである。したがってこの期間における朝廷年中行事の変化には、室町幕府の年中行事の影響を考慮しないわけにはいかない。では室町幕府の年中行事は、どのような特色を持っていたのだろうか。

そもそも節朔を周期とする儀礼が、当時の社会の中で最も整備されたのは、幕府の年中行事においてであった。幕府の年中行事として重要なものは、参賀の対面と御祝との二つである。『年中定例記』の巻首には、「殿中、從正月十二月迄、御対面御祝已下之事」と記されている。まず幕府の参賀の制度は、年初と年末はふだん参賀しない人も参賀するので特に複雑となるが、その他は節朔の参賀である。この節朔の参賀を行なうのは、三職・相伴衆・国持衆・外様衆・番頭并節朔衆及び一部の公家衆であり、幕府と特に関係の深い人々である。これらの人々は少数の例

外を除いて、正月の五ヶ日も参賀するから、完全な節朔の周期によって参賀しているのである。先述した公家衆の参賀は、以上の内の一部であったわけである。

次に幕府の御祝とは、幕府における祝儀行事を広く意味し、そのため幕府の祝儀に関与する役職は、「御祝奉行」・「御祝方」と呼ばれている。⁽²⁵⁾御祝には臨時のものと、定例のものすなわち年中行事とがあるが、『年中定例記』という御祝とは、もちろん後者である。そしてこの年中行事の御祝もまた、基本的に節朔の周期によっている。⁽²⁶⁾すなわち幕府においても、「節朔の周期をもつ御祝」が明確に存在しているのである。

さて前に述べたように、朝廷の御祝が確認できる最初は、文明二年十二月一日の『親長卿記』であったが、それに関連して注目されるのは、翌文明三年正月一日の同記の記述である。それは次の如くである。

正月一日、晴、(中略)年始御祝已下事、公武停止云々、

応仁の乱に突入して以後、応仁二年正月から朝廷の正月の諸公事は全く行なわれなくなったが、文明三年正月は前年十二月二十六日に後花園上皇が崩御したため、さらに公事以外の正月行事も停止されたことが分る。そしてその停止された行事とは、御祝だったのであり、それは又幕府と共通していた。ここに幕府行事と朝廷行事との同化が、よく示されているといえよう。

以上より、朝廷の御祝は、室町時代に広く盛行した節朔祝儀の風俗が、かなり遅れて朝廷にも入り込み、さらに応仁の乱を契機として、旧来の朝儀の廃絶と朝幕の同居という状況の中で、幕府年中行事の影響を受けて確立したものであると考えられる。

すなわち、右の御祝の成立事情に表われているように、朝廷年中行事の転換は、応仁の乱を画期としていえると思われる。とすればこれは、我國の文化史上においても、注目すべき事実ではなからうか。応仁の乱の

文化史的意味については、乱を避けて地方に在住した公家の行動などにより、中央文化が地方に拡散伝播した点が、しばしば言及されている。しかしそれと同時に、中央においても年中行事を中心とする朝廷の文化が、大きな変化を蒙っているのである。したがって応仁の乱の文化史的意義は、中央・地方両者の変化を併せ考えなければ、明確に捉えることができないであらう。

注

(1) 各種便覧の類の年中行事表など。最も古いのは『読史備考』の「年中行事一覽」であらう。但し誤りや不備な点はあり、後に作られた便覧の類には、それを継承しているものがあるから注意を要する。

(2) 御祝には天酌があるべきであったことは、『言経卿記』の慶長六年八月一日条に、

一、暮々御祝ニ参内了、可有天酌之處ニ、御腹痛之由、俄ニ御所口ニテ、長橋殿御酌也、(下略)

とあって明らかである。

(3) 正月に扇子を下賜される例であったことは、『言経卿記』の慶長六年正月一日条に、

一、禁中ヨリ御所口ニテ御扇拝領了、忝者也、とある如くである。

(4) 但し『言経卿記』の慶長六年分は、三月分が不完全で且この年あった閏十一月を欠いている。そこでこの両月については、他年の例によって補った。

(5) 御祝の次第は、『後水尾院當時年中行事』の正月朔日の個所に詳細に記されている。他月の御祝が基本的に同一だったことは、二月朔日の個所に、「夕方の御祝あり、大概正月に同じ、小盃・白散などなきばかりなり」とあって明らかである。

(6) 朝餉については、禁秘抄上巻「御膳事」の内に、「朝餉御膳朝餉夜供 皆一度供之、此御膳等近代主上不着」とある。

- (7) 『実隆公記』によって、長享二(一四八八)年九月九日の例を示すと、今夜御祝参仕人々、兵部卿・下官・民部卿・右大弁宰相・以量朝臣・重經朝臣・菅原為学等也、天酌令祝著之、小时退出、とあり、御祝の様子は慶長期と変らない。参仕している人々も、同じく内々の小番衆である。
- (8) 奥野高広氏、「戦国時代の禁裏御年中行事」(『国史学』三十号)。後に『皇室御経済史の研究』後編(昭和十九年、中央公論社、昭和五十七年復刻、国書刊行会)所収、第一章「戦国時代の皇室御経済」の内、「禁裏御年中行事」。以下本稿で奥野氏の研究に言及する場合は、すべてこの論文による。
- (9) 奥野氏の皇室式微論に対する批判は、特に次の論文によく示されている。「戦国時代に於る皇居の研究」(『国史学』十一号)。後に前掲書所収、第一章の内、「所謂御式微論」。
- (10) 古く有馬敏四郎氏は、応仁の乱前後における朝廷の年中行事について研究された。「後土御門天皇時代に於ける年中行事」一〇五(『中央史壇』十三卷六・七・八・十・十二号、昭和二年)。有馬氏の研究は、寛正六(一四六五)年より明応九(一五〇〇)年に至る後土御門天皇在位期における、朝廷年中行事の遂行状況を月別に細かく調査したものであり、旧来の朝儀の廃絶状態については詳しいが、新しい年中行事については殆んど注目していない。御祝に関しては全く言及されていない。
- (11) 第二表参照。
- (12) 例えば宮内庁書陵部には、『禁年中御いはひ』・『禁年中御祝次第』を蔵する。
- (13) 二月朔日の個所。
- (14) 『公事録』第十三の二月に、次の如くある。
節朔撰家・官方・華族・大臣・両役参賀御対面之儀
節三月三日・五月五日・七月朔、毎 閏白・親王并法親王・大臣・撰家中等、参賀御対面アリ、(下略)
- (15) 「諸礼」については、別に発表した拙稿を御覧いただきたい。『諸礼』の成立と起源」(『日本歴史』第四二六号)。
- (16) 『公事録』第二、正月一日の個所に、「正月一日、両役議奏・武御対面之儀御所」があり、その最後に「二日・三日・七日・十五日并以後節朔等ノ御対面、皆斯ノ如シ」とある。
- (17) 句については、『古事類苑』政治部一・上編政治総載参照。
- (18) 『宗賢卿記』同日条。
- (19) 正月五ヶ日の御祝については、四方拝など正月年始の公事に関する綱文に合致されている。
- (20) 市野千鶴子氏、「伏見御所周辺の生活文化―看聞御記に見る―」(『書陵部紀要』第三三号)。なお氏はこの論文で、伏見御所における年中諸行事を一覧表化して説明され、その表の中に節供の祝儀は載られているが、毎朔日の祝儀は取り上げられていない。
- (21) 『教言卿記』の応永十年代の記事に、山科教言の息教興の、足利義満及び義持に対する節朔の参賀が見られる。
- (22) 『長祿二年以来申次記』
- (23) 但し、この公家衆の顔ぶれや参賀の日取りについては、かなり時代的変動などがあり、この通り行なわれたかいは、更に検討を要する。
- (24) 川上貢氏の研究によれば、この同居時期中、室町殿の寝殿を清涼殿代に、公卿座を台盤所に、殿上七ヶ間のうち東二間を殿上と番衆所に、西中門を日月花兩門代として用いたという。『日本中世住宅の研究』(昭和四十二年、墨水書房)二四七頁。
- (25) 御祝奉行及び御祝方については、『武家名目抄』職名部十八並びに『古事類苑』官位部四十六参照。この両語は国語辞典にも採り上げられている。
- (26) 幕府の御祝に関する記録上の実証としては、永享十二(一四四〇)年の『陰涼軒日録』に、五月一日及び同五日の御祝が確認できる。
- 〔付記〕 なお本稿の要旨は、昭和五十八年十一月十三日、史学会第八十一回大会日本史部会において、口頭発表した。